

2019年9月18日

食べログサイト (株) カカコム 御中

子どもに無煙環境を推進協議会

食べログサイトにおける全面（完全）禁煙店の明記に関するお願い

謹啓

国民の85%を占める非喫煙者にとって、全面（完全）禁煙の飲食店を検索できる貴サイトは貴重なものとして感謝申し上げます。ただ

◎加熱式（新型）タバコについては、全面（完全）禁煙と記載された店でも吸える店があるようですし、

◎2020年4月1日から全面施行される改正健康増進法では、飲食店も原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可、ただし飲食不可。加熱式タバコ専用喫煙室では飲食可）となるものの、別に法律で定める日までの経過措置として、以下が定められています。

(1) 客室面積100m²以下で、個人又は中小企業（資本金5千万円以下等）は規制対象外で、喫煙可能とできる（ただし喫煙可能である旨の標識を掲示する必要がある）

(2) 喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない（兵庫県条例では妊婦も）

(3) 喫煙可能店は都道府県都等への届出が必要

(4) 2020年4月1日以降開店の新規の飲食店は当初から屋内禁煙の義務（経過措置なし）

◎また、東京都受動喫煙防止条例では、従業員を雇用している場合は屋内禁煙（但し喫煙専用室内でのみ喫煙可）が義務付けられています（秋田県では努力義務）。（2020年4月1日から）

1. 以上を踏まえ、今後の掲載、及び各店への照会を含め、以下が貴サイトに明確に区別されて掲載されれば、非喫煙者にとって、また喫煙者にとっても有用かと思われまので、ご高配をよろしくお願い申し上げます。

- (1) 店舗は敷地内全面（完全）禁煙（紙巻きタバコ・加熱式（新型）タバコ不可を含め、入口周辺にも灰皿を置いていない）
- (2) 店舗内は全面（完全）禁煙（紙巻きタバコ、加熱式（新型）タバコ不可を含め）だが、入口周辺に灰皿を置き、また屋外、あるいは屋外扱いのテラス等に喫煙所がある
- (3) 店舗内に、紙巻きタバコ用の喫煙室がある
- (4) 店舗内に、加熱式（新型）タバコ用の喫煙室がある
- (5) 店舗内に、紙巻きタバコ用、加熱式（新型）タバコ用の喫煙室がある
- (6) 店舗内は、喫煙可能となっている（全面喫煙可）

このように分類する根拠は、世界保健機関が言っているように、「タバコ煙への曝露に安全レベルはない」からです。喫煙室からは、どのような対策をとろうと、タバコ煙が漏れます。非喫煙者は喫煙者の髪、服、息などから三次喫煙をする事が知られています。

階上をフロア分煙とした場合も空調の問題あるいは喫煙者が通り過ぎることで三次喫煙が生じることがあり、実際に PM2.5 の上昇が見られる事もあります。したがって、フロア分煙も認められません。

また、世界保健機関、アメリカFDAは、加熱式タバコもタバコと同様に扱うべきとしています。

2. また、改正健康増進法では、全面禁煙の飲食店は、「禁煙」標識の店舗入口等での掲示は義務付けとはなっていませんが（7つの都府県では、義務付け、あるいは努力義務ですが）、利用客の便益のためには掲示いただくのが良いかと思しますので、その掲示の有無も照会いただき、掲載いただければ幸甚に存じます。

以 上